平成24年 第1回(定例)日 出 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成24年3月23日(金曜日)

議事日程(第3号)

平成24年3月23日 午前10時00分開議

開議の宣告

委員長報告

委員長報告に対する質疑

討論

採決

日程第1 発委第1号 日出町議会委員会条例の一部改正について

日程第2 発委第2号 障害者総合福祉法の制定を求める意見書(案)の提出について

追加議案に対する趣旨説明

質疑

討論

採決

追加日程第1 議長辞職について

追加日程第2 選挙第1号 議長選挙

追加日程第3 議席の一部変更について

追加日程第4 副議長辞職について

追加日程第5 選挙第2号 副議長選挙

追加日程第6 常任委員会委員の選任について

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第8 議会報編集特別委員会委員の選任について

閉会の宣告

本日の会議に付した事件

開議の宣告

開議の宣告

委員長報告

委員長報告に対する質疑

討論

採決

日程第1 発委第1号 日出町議会委員会条例の一部改正について

日程第2 発委第2号 障害者総合福祉法の制定を求める意見書(案)の提出について

追加議案に対する趣旨説明

質疑

討論

採決

追加日程第1 議長の辞職について

追加日程第2 選挙第1号 議長選挙

追加日程第3 議席の一部変更について

追加日程第4 副議長辞職について

追加日程第5 選挙第2号 副議長選挙

追加日程第6 常任委員会委員の選任について

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第8 議会報編集特別委員会委員の選任について

閉会の宣告

出席議員(15名)

博幸君	藤井	2番	淳子君	池田	1番
三郎君	安部	4番	健次君	工藤	3番
昭人君	森	6番	忠一君	田原	5番
昭義君	白水	9番	佑君	後藤	8番
健作君	熊谷	11番	隆信君	佐藤	10番
美津夫君	城	13番	二郎君	佐藤	12番
久夫君	笠置	15番	克幸君	佐藤	14番
			故雄君	佐野	16番

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 名部 憲文君 係長 安田加津浩君

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤	義見君	副町長	堀田	義人君
教育長	石尾	潤治君	会計管理者	工藤都	『四男君
総務課長	木付	尚巳君	財政課長	高倉	伸介君
政策推進課長	越智	好君	税務課長	松木修	党一郎君
住民課長	酒井	保彦君	福祉対策課長	合田	俊君
健康増進課長	河野	王見君	生活環境課長	小石	英介君
商工観光課長	工藤	要一君	農林水産課長	村井	栄一君
都市建設課長	川西	求一君	上下水道課長	小石	好孝君
教育委員会教育総務課長	小野袝	俗一郎君	教育委員会学校教育課長	清家	健志君
生涯学習課長	寺岡	達一君	監査事務局長	八坂	司君
総務課長補佐	河野	晋一君	財政課長補佐	脇	英訓君

午前10時02分開議

議長(城 美津夫君) 皆さん、おはようございます。議員各位におかれましては、19日間に わたり慎重に御審議をいただき、また議会運営にも格別の御協力を賜り、本日最終日を迎えるこ とができました。心からお礼を申し上げます。

開議の宣告

議長(城 美津夫君) ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、これよ リ本日の会議を開きます。

本日の会議の議事は、お手元に配付しております議事日程により行います。

委員長報告

議長(城 美津夫君) これより委員長報告を行います。今期定例会でそれぞれ所管の委員会に 付託された議案並びに事業等について、各委員会における審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 佐野故雄君。10番、佐野故雄君。

総務常任委員長(佐野 故雄君) 総務常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

総務常任委員会は、会期日程に従い、委員全員出席のもと3月15日、町長、副町長、担当課

長の出席を求め委員会を開催いたしました。委員会に付託されました承認1件、議案9件について、審査の結果を御報告いたします。

承認第2号日出町税条例の一部改正について(専決)並びに議案第19号日出町税条例の一部 改正についてであります。

東日本大震災の被災者等の負担軽減及び復興に向けた取り組みの推進を図るため、地方税法改正に伴うもので、全会一致で承認並びに可決でございます。

議案第17号日出町協働指針策定委員会条例の制定についてであります。

住民地域コミュニティー団体の関係団体が連携し、協働のまちづくりを実現するための指針を 策定するための委員会を設置するものであり、全会一致で可決であります。

続きまして、議案第21号各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正についてであります。

期日前投票所の投票管理者及び投票立会人並びに産業医の報酬額を新たに定めるものであり、 全会一致で可決です。

議案第23号特別会計条例の一部改正についてであります。

老人保健特別会計が3年間の経過措置期間を終了したため、平成24年度より特別会計を廃止するものであり、全会一致で可決であります。

議案第27号政治倫理確立のための日出町長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてであります。

商法の改正及び閲覧請求者を「町民」から「何人」でも請求できるようにするものであり、全 会一致で可決であります。

議案第28号日出町行政組織条例の一部改正についてであります。

契約検査室を都市建設課から分離し独立した室とするものであり、全会一致で可決であります。 議案第30号日出町ふるさと創生事業基金の設置・管理及び処分に関する条例の廃止について であります。

この基金は、昭和63年から平成元年にかけて実施された事業にあわせて基金を設置したものであり、今後、基金の活用が見込めないために、条例を廃止するものであり、全会一致で可決であります。

議案第44号職員の給与に関する条例の一部改正について並びに議案第45号職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

第44号は、時間外勤務手当の支給割合及び給与制度の見直しに伴う給料表の変更を行うもので、また第45号は職員及び特別職の給料の減額を1年間延長するものであり、いずれも全会一致で可決であります。

以上、今期定例会において総務委員会に付託されました議案等の審査の結果の報告であります。 また、所管課の政策推進課より、日出町公共交通計画について報告を受けました。詳細につき ましては、3月19日に開催されました全員協議会で説明を受けたとおりであります。

なお、当委員会は平成24年度産業建設常任委員会に移行いたします閉会中の中心市街地周辺 整備についてと、所管各課の主要事業の事務調査を行いますので、議会の御承認をお願いいたし ます。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

議長(城 美津夫君) 産業建設常任委員会委員長 安部三郎君。4番、安部三郎君。 産業建設常任委員長(安部 三郎君) 産業建設常任委員会の報告を申し上げます。

当委員会は、今定例会において付託された議案等はありませんでしたが、会期日程に従い、 3月15日に課長の出席を求め委員会を開催し、所管各課より事業等の報告を受けたところであ ります。

まず、商工観光課より、日本テキサス日出工場の問題、本年度団体旅行誘致緊急対策、シルバー人材センターの事業実績等の説明を受けました。

シルバー人材センターの事業の運営については、委員より、順調ということではあるが、会員数の増加による事務局の要員体制、予算面の問題はどうなるのかとの問いに対しまして、担当課より法人格の骨子及び人的な問題について、業務ごとに責任を分担させる旨の説明でありました。

また、農林水産課からは、事前に有害鳥獣対策についての説明を受け、午後より藤原中山地区 並びに豊岡法花寺地区への獣害侵入防止さく設置箇所の現地視察を行い、囲い面積並びに材料費 等の説明を受けたところであります。

都市建設課からは、現時点での致道館に関するかかわり方の説明を受けたところであります。

上下水道課からは、日出6号雨水幹線布設工事の進捗状況及び完成予定について、また、農業 委員会からは内野地区の住宅開発について等の説明を受けたところであります。

以上が、所管各課からの報告概要でありますが、残されている検討問題については、何らかの 解決策を講じるよう要望するところであります。

なお、当委員会は平成24年度社会厚生常任委員会に移行します。閉会中に県外土搬入問題と 所管各課の事務調査を行いたいので、議会の承認をお願いします。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

議長(城 美津夫君) 社会厚生常任委員会委員長 白水昭義君。9番、白水昭義君。

社会厚生常任委員長(白水 昭義君) 社会厚生常任委員会に付託されました議案20件について、経過概要並びに結果について御報告を申し上げます。

議案第18号住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条

例の制定についてであります。

住民基本台帳法出入国管理及び難民認定法の一部改正により、滞在期間が3カ月を超える外国 人は、住民基本台帳に登録されることとなる条例の制定であります。

次に、議案第20号萬里図書館設置条例の一部改正についてであります。

図書館法の一部改正に伴い、図書館協議委員会の任命基準を定めるものであります。

次に、議案第22号公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

社会教育法改正に伴い、公民館運営審議委員会委員の任命基準を定めるものであります。

次に、議案第24号日出町使用条例の一部改正についてであります。

利用者負担の軽減を図るため、現在の町営体育館使用料、1時間500円を250円とし、柔剣道場使用料、1時間400円を200円とするものであります。

次に、議案第25号日出町スポーツ傷害見舞金に関する条例の一部改正についてであります。

スポーツ基本法の施行に伴い、体育指導員の名称をスポーツ推進員に改めるものであります。

次に、議案第26号日出町違法駐車等の防止に関する条例の一部改正についてであります。

日出警察署の名称が、平成24年4月1日より杵築日出警察署に変更されるものであります。

次に、議案第29号日出町介護保険条例の一部改正についてであります。

第5期介護保険事業計画に伴う国の基本方針の改正に基づき、3年ごとに行われる保険料の見直しを行うものであります。

次に、議案第31号、議案第32号は、事務の委託に関する協議についてであります。

現在、大分広域窓口サービスとして、日出町と10市1町との協定により、証明書等の交付等にかかわる事務が整備されておりますが、今年8月から新たに臼杵市と津久見市が加わるため、日出町と協議により規約を定めるものであります。

次に、議案第33号から議案第43号は、事務の委託に関する規約の変更に関する協議についてであります。

住民基本台帳法出入国管理及び難民認定等の一部改正に伴い、平成24年7月9日から外国人 登録法が廃止され、滞在期間が3カ月を超える外国人は住民基本台帳法に登録されることになり、 これに伴い大分広域窓口サービスに関する規約変更をするものであります。

以上、議案20件を慎重審査を行いました結果、原案どおり全会一致で可決であります。

なお、福祉対策課に調査依頼をしておりました県下市町村の障がい者及び高齢者のタクシー、 バスの補助制度について報告を受けました。この制度を実施している市町村は8市とのことであ りますが、日出町におきましても該当者数等の調査を行い、実現できるよう関係者の一層の努力 を要望し、意見を付した次第であります。

また、年間を通して委員会の中で大きな問題となった事象が2件ございます。1点目は、水源

保護区域内での産業廃棄物施設設立の問題、2点目は、県外土砂搬入の問題であります。日出町の恵まれた豊かな自然環境を守り、育て、子供たちの世代に確実に継承していくことが、私たちの責務だと思います。このような観点から、早急に条例の改定をすべきものと、委員会として強く要望するものであります。

以上、社会厚生常任委員会の報告といたします。

なお、当委員会は次期総務委員会に所管がえになりますので、閉会中に日出町出会い応援事業 と所管各課の事務調査を行いますので、議会の御承認をお願いいたします。

議長(城 美津夫君) 予算常任委員会委員長 佐藤克幸君。14番、佐藤克幸君。 予算常任委員長(佐藤 克幸君) 予算常任委員会の審査報告を行います。

3月8日から13日まで4日間にわたり、町長ほか担当課長の出席を求め、予算常任委員会を 開催いたしました。

他の常任委員会の審査経過を待ち、3月19日に可否決定のための委員会を開催いたしました ので、当委員会に付託されました議案17件についての審査の結果を御報告申し上げます。

承認第1号平成23年度日出町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について(専決処分)から、議案第7号平成23年度日出町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてまで、並びに議案第9号平成24年度日出町国民健康保険特別会計予算についてから、議案第13号平成24年度日出町農業集落排水事業特別会計予算についてまで、及び議案第16号平成24年度日出町水道事業会計予算についての承認1件、議案13件については、全会一致で承認並びに可決でありあります。

議案第8号平成24年度日出町一般会計予算について、議案第14号平成24年度日出町介護保険特別会計予算について、並びに議案第15号平成24年度日出町後期高齢者医療特別会計予算についての議案3件については、賛成多数で可決であります。

以上で、予算常任委員会の報告を終わります。

議長(城 美津夫君) 議会改革調査特別委員会委員長 佐藤二郎君。13番、佐藤二郎君。 議会改革調査特別委員長(佐藤 二郎君) 議会改革調査特別委員会は、会期日程に従いまして、 委員全員出席のもと委員会を開きましたので、その概要を報告いたします。

まずはじめに、閉会中に行いました先進地、臼杵市議会の研修の精査をいたしました。その中で、臼杵市議会においては、政策提案のできる議会であった。また、部会、委員会ごとでございますが、テーマを決めて勉強会の開催が適宜行われていた。次に、住民に対しての議会の様子や行政についての討論会、意見交換会を行っておりました。また、議長の権限が非常に強く、リーダーシップを発揮できる議会であった。このようなことを取りまとめの中で参考にして、今後検討していきたいと、こういうことを確認をいたしました。

次に、委員よりの提案事項の検討を行いました。

1点目は、現在の常任委員会のあり方についてでございます。これは予算委員会は別といたします。まず1点目、現在の3委員会を2委員会、各8人の構成で行ってはと。また、任期については2年間の交代でしてはどうか。役職については1年か、または2年の任期にするかと。このようなことが検討されました。集約につきましては、次期議会までに他市町村の成功例を参考にして検討を行うといたしております。

次に2点目、議会と住民との討論会の開催についてを議題といたしました。さきの議会改革調査特別委員会でも、この件については十分議論がされたという報告もいただきました。この件につきましては、実施は各委員とも賛成多数と、こういう形での議論に入らせていただきました。まず、開催するに当たりましては、テーマを必ず設定してから行う必要があろう。また、主催はだれがするのか。議長かまたは委員会の委員長か。それから、だれとどのような形で行うのか。また、まずは各種団体との意見交換を行ってみては等々、意見がございました。ただ、最終的には議会議員として、住民に対して議会の報告、行政の報告をする義務があることは当然であり、そのような機会は必要であろうというような意見等々が続きました。この件につきましても、継続して集約をすることといたしました。

3点目は、議会議員の勉強会の開催についてであります。現在、議長のもとで勉強会の開催を取り上げられていますが、これは当委員会でも喫緊の課題についての勉強会を行うべきだと集約をいたしました。さきの社厚委員長の御報告にありましたように、喫緊の課題が何件がございます。ぜひとも議会のほうで取扱いについて検討していただくとありがたいと思います。

以上、はなはだ簡単でございますが、議会改革調査特別委員会の報告といたしたいと思います。 なお、本委員会は調査が継続しております。閉会中に引き続き調査を行いたいので、議会の御 承認をいただきたいと思います。

以上で、報告を終わります。

議長(城 美津夫君) 議会報編集特別委員会委員長 森昭人君。6番、森昭人君。 議会報編集特別委員長(森 昭人君) 議会報編集特別委員会の御報告を申し上げます。

3月19日に議会報編集特別委員会を開催をいたしまして、議会だより第87号の問題点、また今定例会の内容を報告するための議会だより第88号の編集における役割分担及び編集日程を決定いたしました。

閉会中に引き続き議会だより第88号の編集を行いたいと思いますので、議会の御承認をお願いいたします。

なお、議会だより第87号の研修報告につきまして、一部出席議員の名前に誤りがございました。この場をお借りいたしまして謝罪を申し上げます。

以上で、議会報編集特別委員会の報告を終わります。

議長(城 美津夫君) 議会運営委員会委員長 佐藤二郎君。13番、佐藤二郎君。

議会運営委員長(佐藤 二郎君) 議会運営委員会、この1年間、皆さんに大変お世話になりました。おかげで所期の目的を果たすことができたかと思っております。思うようにいきませんでしたけれども、心より感謝を申し上げたいと思います。

次期定例会よりメンバーが交代いたします。新メンバーによる次期議会開会のための会議を開きたいので、議会の承認を求めることとお願いを申し上げておきたいと思います。ありがとうございました。

議長(城 美津夫君) 以上で、各委員会における審査結果の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

議長(城 美津夫君) これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(城 美津夫君) なければ、これで質疑を終わります。

討論

議長(城 美津夫君) これより討論を行います。討論はありませんか。11番、佐藤隆信君。 議員(11番 佐藤 隆信君) 11番、日本共産党、佐藤隆信です。反対討論を行います。

はじめに、平成24年度一般会計予算について行います。この中で致道館の補修工事、平成24年度事業分で3,089万5千円、全修理を行うとするならば、総額で1億8千万円もかかるようになっています。

町長はここ二、三年、特に2期目になってから、文化財保存ということで的山荘をはじめ裏門櫓や鬼門櫓、二の丸館など、また学校周辺整備などに総額約9億もの予算を投入しています。確かに、私も文化財は必要というふうに思います。ただ、今日出町の緊急に行わなければならない住民に対しては、国民健康保険税の余りにも高いために滞納者が増大をし、今度の介護保険の引き上げ、または小学校卒業までの医療費の無料化、または給食センターの早期建てかえなど、早急にしなければならないものが置き去りになっているのではないでしょうか。これだけの予算を投入することに私は反対をいたします。

それよりも福祉の町と言うなら、今すぐやらなければならない国民健康保険税の一部の引き下げや介護保険または給食センターの早期土地買収や建てかえなど、今早急にやらなきゃならない ことがたくさんあります。

また、県下でも中学校まで医療費の無料化を行っている市町村が四つあり、合併しない町村が

二つもあります。その中で日出町がいまだ小学校卒業までの医療費の無料化を行われていません。 総額でこの保険や医療費の無料化で1億円もあればできる予算です。やはり、私はそういうとこ るに今早急に使うべきではないかというふうに思います。

次に、平成24年度日出町介護保険特別会計予算です。

第5期の第1号保険の保険料は、基準額は5,774円、県下で3番目に高い保険料です。本人の非課税80万円以下で年間保険料は5万7,500円にもなります。先ほど言いましたように、国民健康保険は県下で5番目に高く、払えない人がたくさん出ている。それに対して介護保険がまたこれだけの、わずか80万以下の所得で負担増になれば、ますます払えない人が出るのではないでしょうか。確かに、介護保険は年金から引くということで、徴収率は高いと思いますが、全体では滞納率がふえるんではないかというふうに思います。少なくとも所得の低い人への減免制度を強く主張するものであります。

次に、議案第44号、45号職員給与に関する条例一部改正について。

12月議会でも質問しましたが、職員給与を下げても、国から来る交付税や職員から入る町民税、所得税、そして給与の下がることによっての、要するにものを買う力がなくなることを計算すれば、大きな財政の成果にはならないというふうに思います。そしてまた、年齢加算がなくなる、確かに渡り周期については私も問題があるが、その辺の改善は当たり前と思いますが、年齢加算がなくなることによって、役職につけない人で60歳定年で35から36万円で終わりになるんではないでしょうか。それを改善するためには、初任給の給与の引き上げを行うべきだと私は思います。

よって、44号、45号に対しても反対をいたします。

反対討論を終わります。

議長(城 美津夫君) 次に、原案に賛成の発言を許します。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(城 美津夫君) これで、討論を終わります。

採決

議長(城 美津夫君) これより採決を行います。承認第1号平成23年度日出町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について(専決処分)について採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、承認第1号については、委員長の報告のと

おり承認されました。

次に、承認第2号日出町税条例の一部改正について(専決処分)について採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、承認第2号については、委員長の報告のと おり承認されました。

次に、議案第1号平成23年度日出町一般会計補正予算(第6号)について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、議案第1号については、委員長の報告のと おり可決されました。

次に、議案第2号平成23年度日出町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、議案第2号については、委員長の報告のと おり可決されました。

次に、議案第3号平成23年度日出町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)について採 決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔 賛成者举手〕

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、議案第3号については、委員長の報告のと おり可決されました。

次に、議案第4号平成23年度日出町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について 採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、議案第4号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成23年度日出町農業集落排水事特別会計補正予算(第3号)について採 決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、議案第5号については、委員長の報告のと おり可決されました。

次に、議案第6号平成23年度日出町介護保険特別会計補正予算(第3号)について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔 賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、議案第6号については、委員長の報告のと おり可決されました。

次に、議案第7号平成23年度日出町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について採 決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、議案第7号については、委員長の報告のと おり可決されました。

次に、議案第8号平成24年度日出町一般会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手多数です。したがって、議案第8号については、委員長の報告のと おり可決されました。

次に、議案第9号平成24年度日出町国民健康保険特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、議案第9号については、委員長の報告のと おり可決されました。

次に、議案第10号平成24年度日出町簡易水道特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、議案第10号については、委員長の報告の とおり可決されました。

次に、議案第11号平成24年度日出町公共下水道事業時別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、議案11号については、委員長の報告のと おり可決されました。

次に、議案第12号平成24年度日出町漁業集落排水事業特会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、議案第12号については、委員長の報告の とおり可決されました。

次に、議案第13号平成24年度日出町農業集落排水事業特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔 賛成者举手〕

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、議案第13号については、委員長の報告の とおり可決されました。

次に、議案第14号平成24年度日出町介護保険特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔 賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手多数です。したがって、議案第14号については、委員長の報告の

とおり可決されました。

次に、議案第15号平成24年度日出町後期高齢者医療特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手多数です。したがって、議案第15号については、委員長の報告の とおり可決されました。

次に、議案第16号平成24年度日出町水道事業会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、議案第16号については、委員長の報告の とおり可決されました。

次に、議案第17号日出町協働指針策定委員会条例の制定について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、議案第17号については、委員長の報告の とおり可決されました。

次に、議案第18号住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔 替成者举手〕

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、議案第18号については、委員長の報告の とおり可決されました。

次に、議案第19号日出町税条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、議案第19号については、委員長の報告の とおり可決されました。 次に、議案第20号萬里図書館設置条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、議案第20号については、委員長の報告の とおり可決されました。

次に、議案第21号各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正について採決します。 本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方 は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、議案第21号については、委員長の報告の とおり可決されました。

次に、議案第22号公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、議案第22号については、委員長の報告の とおり可決されました。

次に、議案第23号特別会計条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔 賛成者举手〕

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、議案第23号については、委員長の報告の とおり可決されました。

次に、議案第24号日出町使用料条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、議案第24号については、委員長の報告の とおり可決されました。

次に、議案第25号日出町スポーツ傷害見舞金に関する条例の一部改正について採決します。 本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方 は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、議案第25号については、委員長の報告の とおり可決されました。

次に、議案第26号日出町違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、議案第26号については、委員長の報告の とおり可決されました。

次に、議案第27号政治倫理の確立のための日出町長の資産等の公開に関する条例の一部改正 について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、議案第27号については、委員長の報告の とおり可決されました。

次に、議案第28号日出町行政組織条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、議案第28号については、委員長の報告の とおり可決されました。

次に、議案第29号日出町介護保険条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手多数です。したがって、議案第29号については、委員長の報告の とおり可決されました。

次に、議案第30号日出町ふるさと創生事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止に ついて採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方

は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、議案第30号については、委員長の報告の とおり可決されました。

次に、議案第31号事務の委託に関する協議について(臼杵市)について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、議案第31号については、委員長の報告の とおり可決されました。

次に、議案第32号事務の委託に関する協議について(津久見市)について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔 賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、議案第32号については、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第33号から第43号までの議案11件については、議案の内容が同一でありますので、一括して採決します。

議案第33号事務の委託に関する規約の変更に関する協議について(大分市)から、議案第43号事務の委託に関する規約の変更に関する協議について(豊後大野市)までの議案11件に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手全員です。したがって、議案第33号から議案第43号までの議案 11件については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号職員の給与に関する条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手多数です。したがって、議案第44号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号職員の給与に関する条例等の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長(城 美津夫君) 挙手多数です。したがって、議案第45号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、同意第1号教育委員会委員の任命について採決します。この採決は起立により行います。 本案はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長(城 美津夫君) 起立全員です。したがって、同意第1号については原案のとおり同意することに決定しました。

各委員長から閉会中の事務調査などの申し出がありましたので、お諮りします。総務常任委員 長から申し出の次期産業建設常任委員会における閉会中に「中心市街地周辺整備事業と所管各課 の主要事業事務調査を行う件」は、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(城 美津夫君) 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長から申し出の次期産 業建設常任委員会における閉会中に中心市街地周辺整備事業と所管各課の主要事業事務調査を行 う件は、承認することに決定しました。

次に、産業建設常任委員長から申し出の次期社会厚生常任委員会における閉会中に県外土搬入問題と所管各課の事務調査を行う件は、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(城 美津夫君) 異議なしと認めます。したがって、産業建設常任委員長から申し出の次期社会厚生常任委員会における閉会中に、県外土搬入問題と所管各課の事務調査を行う件は、承認することに決定しました。

次に、社会厚生常任委員長から申し出の次期総務常任委員会における閉会中に、日出町出会い応援事業と所管各課の事務調査を行う件は、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(城 美津夫君) 異議なしと認めます。したがって、社会厚生常任委員長から申し出の次期総務常任委員会における閉会中に、日出町出会い応援事業と所管各課の事務調査を行う件は、 承認することに決定しました。

次に、議会改革調査特別委員長から申し出の閉会中に、議員提案の改革項目について検討を行

う件は、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(城 美津夫君) 異議なしと認めます。したがって、議会改革調査特別委員長から申し出 の件は、承認することに決定しました。

次に、議会報編集特別委員長から申し出の閉会中に、議会だよりナンバー88号の編集を行う 件は、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(城 美津夫君) 異議なしと認めます。したがって、議会報編集特別委員長から申し出の件は、承認することに決定しました。

議会運営委員長から申し出の閉会中に次回の議会運営の調査を行う件は、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(城 美津夫君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出の件は、 承認することに決定しました。

. .

日程第1.発委第1号

日程第2.発委第2号

議長(城 美津夫君) 日程第1、発委第1号日出町議会委員会条例の一部改正について並びに 日程第2、発委第2号障害者総合福祉法の制定を求める意見書(案)の提出についてを上程し議 題とします。

. .

追加議案に対する趣旨説明

議長(城 美津夫君) 提出者から趣旨説明を求めます。

発委第1号日出町議会委員会条例の一部改正について、趣旨の説明をお願いします。議会運営 委員会委員長 佐藤二郎君。13番、佐藤二郎君。

議会運営委員長(佐藤 二郎君) 発委第1号日出町議会委員会条例の一部改正についての趣旨 の説明を申し上げます。

先ほど可決されました議案第28号日出町行政組織条例の一部改正により、独立した契約検査室が4月1日より設置されることとなりました。それに伴いまして、議会におきましても契約検査室を所管する常任委員会が必要となります。本案は、新たに設置される契約検査室の所管を総務常任委員会とする日出町議会委員会条例の改正であります。施行日は、行政組織条例の施行日にあわせて、平成24年4月1日としたいと思います。

どうぞ御承認のほどお願いいたします。もとい、御可決のほどよろしくお願いいたします。 議長(城 美津夫君) 次に、発委第2号障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書(案) の提出について、趣旨の説明をお願いします。社会厚生常任委員会委員長 白水昭義君。9番、 白水昭義君。

社会厚生常任委員長(白水 昭義君) 発委第2号障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書(案)の提出について、趣旨説明を行います。

平成20年、障がいのある人に対し応益負担を課す障害者自立支援法は違憲であるとした障害者自立支援法訴訟が起こされ、平成22年1月に国が反省の意を表明した基本合意が交わされて、 障害者自立支援法の廃止が約束されました。

その後、障害者制度推進本部が発足し、障害者基本法の改正、障害者総合福祉法への提言に向けた議論を経て、平成23年8月、障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言が取りまとめられました。

この提言の内容は、障害者権利条約の第19条にある「すべての障害者が他の者と平等の選択の機会を持って、地域社会で生活する平等の権利を有する」を具現化するものであり、決して特別な権利を求めているわけではありません。

以上の観点から、障害者総合福祉法の確実な成立、施行を強く求め、内閣総理大臣、財務大臣、 厚生労働大臣に対し意見を提出するものであります。

議長(城 美津夫君) 以上で、趣旨説明を終わります。

お諮りします。本日は、日程の都合上、委員会付託を省略して審査をいただきたいと思います。 これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(城 美津夫君) 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。会議室にお集まりください。

_	干前118	寺17分再	謂	

午前11時03分休憩

議長(城 美津夫君) 引き続き会議を開きます。

質疑

議長(城 美津夫君) これより、追加議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 議長(城 美津夫君) なければ、これで質疑を終わります。

. .

討論

議長(城 美津夫君) これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(城 美津夫君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

.

採決

議長(城 美津夫君) これより採決を行います。発委第1号日出町議会委員会条例の一部改正 についてを採択します。

お諮りします。発委第1号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(城 美津夫君) 異議なしと認め、これで討論を終わります。もとい。異議なしと認めます。したがって、発委第1号については、原案のとおり可決することに決定しました。

発委第2号障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書(案)の提出についてを採決します。 お諮りします。発委第2号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(城 美津夫君) 異議なしと認めます。したがって、発委第2号については、原案のとおり可決することに決定しました。

この際、私は一身上の都合により議長を辞したいので、許可されるようお願い申し上げます。 副議長の登壇をお願いします。

〔議長退席、副議長着席〕

副議長(後藤 佑君) はじめての登壇でありますので、皆様、よろしく御協力のほどお願いいたします。

それでは、議長の職務を行います。

ただいま議長、城美津夫君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

副議長(後藤 佑君) 異議なしと認めます。したがって、議長辞職についてを日程に追加し、 追加日程第1として議題とすることを決定しました。

. .

追加日程第1.議長の辞職について

副議長(後藤 佑君) 追加日程第1、議長辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、城美津夫君の退場を求めます。

〔城美津夫君退場〕

副議長(後藤 佑君) 事務局長に辞職願を朗読させます。名部事務局長、お願いします。

事務局長(名部 憲文君) 辞職願、このたび、一身上の都合により日出町議会議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。平成24年3月23日、日出町議会副議長、後藤佑様、日出町議会議長、城美津夫。

副議長(後藤 佑君) お諮りします。城美津夫君の議長の辞職を許可することを御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長(後藤 佑君) 異議なしと認めます。したがって、城美津夫君の議長の辞職を許可することに決定しました。

城美津夫君の入場を許します。

[城美津夫君入場]

副議長(後藤 佑君) お諮りします。議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として議題と することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長(後藤 佑君) 異議なしと認めます。したがって、議長選挙を日程に追加し、追加日 程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2.選挙第1号

副議長(後藤 佑君) お諮りします。準備のためしばらく休憩したいと思います。これに御 異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長(後藤 佑君) 異議なしと認めます。したがって、しばらく休憩をいたします。

午前11時23分休憩

.....

午前11時49分再開

副議長(後藤 佑君) 休憩前に引き続き会議を開きます。三役及び総務課員を除く説明員の 方は御退席をいただきます。

これより、投票の準備のため、しばらく休憩いたします。

午前11時50分休憩

.....

午前11時55分再開

副議長(後藤 佑君) 休憩前に引き続き会議を開きますが、お諮りします。ここで再度休憩をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長(後藤 佑君) 再開を1時10分から行います。

午前11時56分休憩

.....

午後 1 時09分再開

副議長(後藤 佑君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第2、選挙第1号議長選挙を行います。

議場の出入り口を閉じてください。

議員(6番 森 昭人君) だれが立候補するかもわからないので、休憩してそれを問うてください、副議長。今のままじゃ、だれに入れていいかもわからないし。今までそうでしょう。今まで何度もやってきた中で議長選するんであれば、当然その立候補者が演説をして、だれが出るという意思を確認した上で選挙しよったでしょう、今まで。(発言する者あり)

副議長(後藤 佑君) お諮りします。ただいま動議が出ましたので、この動議について賛成か、休憩をとるかとらないかを採決いたしたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長(後藤 佑君) この採決は挙手により行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。休憩をとることに賛成の方。(「立候補者を決めて演説してもらうちゅうことやないん。今のままじゃわからんから」と呼ぶ者あり)

だから、今、森議員のほうから立候補者だれがするかわからないということなんで、いろいろ後でしこりが残るのも大変なんで、この動議を認めまして、休憩をとって全協を再度行いますので、それに賛同する方は挙手を願いますということです。

〔賛成者挙手〕

副議長(後藤 佑君) 挙手多数です。しばらく休憩をいたします。会議室にお集りください。 午後1時13分休憩

.....

午後 1 時22分再開

副議長(後藤 佑君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第2、選挙第1号議長選挙を行います。

議場の出入り口を閉じてください。

〔議場閉鎖〕

副議長(後藤 佑君) ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、池田淳 子君、2番、藤井博幸君、3番、工藤健次君を指名いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付をお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

副議長(後藤 佑君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長(後藤 佑君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

副議長(後藤 佑君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •						
1番	池田	淳子議員		2番	藤井	博幸議員
3番	工藤	健次議員		4番	安部	三郎議員
5番	田原	忠一議員		6番	森	昭人議員
8番	後藤	佑議員		9番	白水	昭義議員
10番	佐野	故雄議員	1	1番	佐藤	隆信議員
12番	熊谷	健作議員	1	3番	佐藤	二郎議員
14番	佐藤	克幸議員	1	5番	笠置	久夫議員
16番	城	美津夫議員				

副議長(後藤 佑君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長(後藤 佑君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。立会人の池田淳子君、藤井博幸君、工藤健次君、開票の立ち会いをお願いし

ます。

〔開票〕

副議長(後藤 佑君) 投票の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票0票です。有効投票のうち、熊谷健作君5票、佐野故雄君10票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、佐野故雄君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

副議長(後藤 佑君) ただいま議長に当選されました佐野故雄君が議場におられます。会議 規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

佐野故雄君、議長当選の承諾とごあいさつをお願いいたします。10番、佐野故雄君。

議員(10番 佐野 故雄君) 一言ごあいさつを申し上げます。

議長に選任をいただきました佐野故雄でございます。ただいま議員各位の御賛同をいただきまして、大変ありがたく感謝申し上げる次第でございます。これまでの議員の経験を生かしながら、日出町発展のために努力するとともに、この議長職を全うしようと考えておりますが、議長の任には重責があります。もとより私は浅学非才であり非力な人間でありますが、議員各位の御協力なくては任期を全うすることは相なりません。皆さんの御理解とお力をいただき、日出町発展のために一生懸命に頑張ってまいりたいと思いますので、ひとつ御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

また、最後になりましたが、本日議場におられます皆様方のますますの御発展と御健勝を御祈念いたしまして、はなはだ簡単でございますが、議長当選のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

副議長(後藤 佑君) これで、議長の職務を退任させていただきます。御協力ありがとうございました。佐野故雄議長、議長席にお着き願います。

〔副議長退席、議長着席〕

追加日程第3.議席の一部変更について

議長(佐野 故雄君) 追加日程第3、議席の一部変更を行います。

今回の議長選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。

佐藤隆信君を10番に、熊谷健作君を11番に、佐藤二郎君を12番に、城美津夫君を13番に、私、佐野故雄を16番に、それぞれ変更いたします。

議席の移動を行いますので、しばらくの間お待ちください。

〔議席の移動〕

議長(佐野 故雄君) ただいま副議長、後藤佑君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(佐野 故雄君) 異議なしと認めます。したがって、副議長選挙を日程に追加し、追加日 程第4として議題とすることを決定します。

追加日程第4.副議長辞職について

議長(佐野 故雄君) 追加日程第4、副議長辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、後藤佑君の退場を求めます。

〔後藤佑君退場〕

議長(佐野 故雄君) 事務局長に辞職願を朗読させます。名部事務局長。

事務局長(名部 憲文君) 辞職願、このたび、一身上の都合により日出町議会副議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。平成24年3月23日、日出町議会議長、佐野故雄様、日出町議会副議長、後藤佑。

議長(佐野 故雄君) お諮りします。後藤佑君の副議長の辞職を許可することを御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(佐野 故雄君) 異議なしと認めます。したがって、後藤佑君の議長の辞職を許可することに決定しました。

後藤佑君の入場を許します。

[後藤佑君入場]

議長(佐野 故雄君) お諮りします。副議長選挙を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(佐野 故雄君) 異議なしと認めます。したがって、副議長選挙を日程に追加し、追加日 程第5として議題とすることに決定しました。

お諮りします。準備のためしばらく休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(佐野 故雄君) 異議なしと認めます。したがって、しばらく休憩します。会議室にお集りください。

午後 1 時43分休憩

.....

午後 1 時50分再開

議長(佐野 故雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

.

追加日程第5.選挙第2号

議長(佐野 故雄君) 追加日程第5、選挙第2号副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉じてください。

〔議場閉鎖〕

議長(佐野 故雄君) ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、安部三郎君、5番、田原忠一君、6番、森昭人君を指名いたします。

投票用紙の配付をお願いいたします。(「立候補者が立会人ておかしいじゃないか」と呼ぶ者 あり)

訂正いたします。5番、田原忠一君、6番、森昭人君、8番、後藤佑君を指名いたします。 投票用紙の配付をお願いします。

〔投票用紙配付〕

議長(佐野 故雄君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(佐野 故雄君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長(佐野 故雄君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

• • •						
	1番	池田	淳子議員	2番	藤井	博幸議員
	3番	工藤	健次議員	4番	安部	三郎議員
	5番	田原	忠一議員	6番	森	昭人議員
	8番	後藤	佑議員	9番	白水	昭義議員
1	0番	佐藤	隆信議員	11番	熊谷	健作議員

12番 佐藤 二郎議員 13番 城 美津夫議員

14番 佐藤 克幸議員 15番 笠置 久夫議員

16番 佐野 故雄議員

.....

議長(佐野 故雄君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(佐野 故雄君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。立会人の田原忠一君、森昭人君、後藤佑君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長(佐野 故雄君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、有効投票14票、無効投票1票です。有効投票のうち、佐藤隆信君2票、安部三郎君12票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、安部三郎君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長(佐野 故雄君) ただいま副議長に当選されました安部三郎君が議場におられます。会議 規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

安部三郎君、副議長当選の承諾とごあいさつをお願いいたします。

議員(4番 安部 三郎君) 安部でございます。ただいまの副議長選挙におきまして、皆様方の御支持をいただき当選することができました。今後は議長とともに日出町活性化のために一生懸命頑張ってまいる所存でございます。どうか皆さま方の御支援、御指導をよろしくお願いします。(拍手)

議長(佐野 故雄君) ここで、工藤町長にごあいさつをいただきます。町長、工藤義見君。町 長。

町長(工藤 義見君) ただいま議長、副議長選挙が行われまして、それぞれ退任そしてまた新たな選任がありました。退任され、また新たに就任されました皆様に一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

城美津夫前議長、後藤佑前副議長におかれましては、この2年間にわたり日出町議会議長あるいは副議長として、日夜議会の運営、そしてまた日出町のために多大の御尽力をいただき、まことにありがとうございました。これまでの御功績に対し、深甚の敬意を表し心から感謝申し上げますとともに、今後とも日出町発展のため、ますます御活躍されますよう御祈念申し上げます。 そして、引き続きまして町政に対しましても、これまでと同様に御指導と御協力を賜りますよう お願い申し上げる次第であります。

さて、先ほど議長選挙及び副議長選挙が行われましたが、佐野故雄議員におかれましては議長へ、また安部三郎議員におかれましては副議長へ、それぞれ御就任されました。まことにおめでとうございます。心よりお喜びを申し上げたいと思います。私ども執行部といたしましても、新しい体制となりました議会の皆様の御指導と御協力をいただきながら、心を新たにして今後の町政運営に誠心誠意努めてまいりたいと考えております。

昨年の東日本大震災がもたらしました大きな環境変化を踏まえつつ、今後の施策を積極的に展開していくためにも、より一層健全な町政運営に努めることが求められておりますし、また経済 状況等の変化に的確に対応しながら、山積する町政の諸課題に継続的に取り組まなければならな いと考えております。

今期定例会に御提案いたしました平成24年度当初予算は、財政状況が厳しい中ではありますが、将来を見越した公共施設の耐震化や防災施設の充実、中心市街地整備など、町民の皆様が明るい展望が持てるよう、積極的な予算として編成しております。新たな議長、副議長のもとで、より一層町民の皆様の御期待にこたえられるよう、全力を挙げて取り組んでまいる所存であります。

どうか佐野故雄議長、安部三郎副議長におかれましては、健康に御留意いただきまして、日出 町のさらなる発展のため御活躍されますよう、心からお祈り申し上げ、お祝いの言葉とさせてい ただきます。本当におめでとうございます。

議長(佐野 故雄君) お諮りします。議事日程に追加を議題にしたいと思います。

追加日程第6、常任委員会委員の選任について、追加日程第7、議会運営委員会委員の選任について、追加日程第8、議会報編集特別委員会委員の選任についてまでの3件を日程に追加し、 議題といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(佐野 故雄君) 異議なしと認めます。したがって、追加日程第6から追加日程第8までの日程に追加し、追加日程第6から追加日程第8として議題とすることに決定しました。

追加日程第6.常任委員会委員の選任について

議長(佐野 故雄君) 追加日程第6、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。任期満了による後任の常任委員会委員の選任について、日出町議会委員会条例 第6条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおりに指名します。これに御異議ありま せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(佐野 故雄君) 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員は、お手元に配付した名簿のとおりに選任されました。

なお、ただいま選任されました常任委員会委員の任期は日出町議会委員会条例第3条第1項の 規定により1年で、平成24年4月7日から平成25年4月6日までであります。

これより、各委員会において日出町議会委員会条例第7条第2項の規定により、委員長及び副 委員長の互選を行います。委員長及び副委員長の互選が終わるまで、しばらく休憩をいたします。

午後 2 時13分休憩

.....

午後2時25分再開

議長(佐野 故雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長及び副委員長の互選が終わりましたので、その結果を御報告いたします。

総務常任委員会委員長に佐藤克幸君、副委員長に熊谷健作君、産業建設常任委員会委員長に池田淳子君、副委員長に田原忠一君、社会厚生常任委員会委員長に工藤健次君、副委員長に佐藤隆信君、予算常任委員会委員長に佐藤二郎君、副委員長に後藤佑君、以上のとおり互選されました。以上で、常任委員会委員の選任を終わります。

追加日程第7.議会運営委員会委員の選任について

議長(佐野 故雄君) 次に、追加日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。任期満了による後任の議会運営委員会委員の選任については、日出町議会委員会条例第6条第1項の規定により、笠置久夫君、佐藤克幸君、池田淳子君、工藤健次君、佐藤二郎君、安部三郎君の6名を指名します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(佐野 故雄君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました6名の方が、議会運営委員会委員に選任されました。

なお、ただいま選任されました議会運営委員会委員の任期は、日出町議会委員会条例第3条第 1項の規定により1年で、平成24年4月7日から平成25年4月6日までであります。

これより、議会運営委員会において日出町議会委員会条例第7条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選を行います。委員長及び副委員長の互選が終わるまで、しばらく休憩をいたします。

午後 2 時27分休憩

午後2時28分再開

議長(佐野 故雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長及び副委員長の互選が終わりましたので、その結果を報告します。

議会運営委員会委員長に笠置久夫君、副委員長に佐藤克幸君が互選されました。

以上で、議会運営委員会委員の選任を終わります。

. .

追加日程第8.議会報編集特別委員会委員の選任について

議長(佐野 故雄君) 次に、追加日程第8、議会報編集特別委員会委員の選任についてを議題 とします。

お諮りします。特別委員会委員の選任については、日出町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議会報編集特別委員会委員に1番、池田淳子君、2番、藤井博幸君、3番、工藤健次君、5番、田原忠一君、6番、森昭人君、11番、熊谷健作君を指名します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(佐野 故雄君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をしました6名の方が、 議会報編集特別委員会委員に選任することに決定しました。

委員の任期は、日出町議会報編集特別委員会規定により2年で、平成24年4月7日から平成26年4月6日までであります。

議会報編集特別委員会委員長、副委員長の互選を行います。委員長及び副委員長の互選が終わるまで、しばらく休憩をいたします。

議長(佐野 故雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長及び副委員長の互選が終わりましたので、その結果を報告します。

議会報編集特別委員会委員長に森昭人君、副委員長に池田淳子君が互選されました。

以上で、議会報編集特別委員会委員の選任を終わります。

ここで、議長を退任するに当たり、城美津夫君より発言を求められましたので、許可します。 城美津夫君。

議員(13番 城 美津夫君) このように発言の許可をいただきましたこと、厚く感謝申し上げます。

2年間、大変皆様方のお力を借りながら、議長職を全うさせていただきました。本当にありが

とうございました。

このたび一議員に戻りまして、日出町の発展のため元気なまちづくり、そして災害に強いまちづくりを目指して、私も一議員として、皆さん方とともに頑張っていく所存でございます。どうかよろしくお願いします。そしてまた2年間大変ありがとうございました。(拍手)

議長(佐野 故雄君) 続きまして、副議長を退任するに当たり、後藤佑君より発言を求められましたので許可します。8番、後藤佑君。

議員(8番 後藤 佑君) 2年間、本当に皆さん方に支えられて、本当に手も足も引っ張りながら、本当にいい副議長だったかというのは疑問なんですが、私なりに一生懸命やってきたつもりですし、またこの2年間の経験を生かして、あと残り2年間、新しい執行部に少しでも微力ながら、力添えできればと思っております。こういう発言の場所をいただきまして、大変感謝しております。

今後とも2年間、皆さんと一緒にやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。(拍手)

. .

閉会の宣告

議長(佐野 故雄君) 以上で、19日間にわたる本定例会に付議されましたすべての案件を終了しました。皆様方には終始熱心に御審議をいただき、こうして閉会を迎えることができましたことに対し、心からお礼を申し上げます。

町長をはじめ執行部におかれましては、議案審議を通じて多くの意見、要望が述べられましたが、その内容を尊重していただきまして、今後の町政に反映していただきますようお願い申し上げます。

これをもちまして、平成24年第1回日出町議会定例会を閉会いたしたいと思います。これに 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(佐野 故雄君) 異議なしと認めます。したがって、平成24年第1回日出町議会定例会を閉会することに決定しました。

これで閉会します。御苦労さまでした。

午後2時35分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年 3月23日

前 議 長 城 美津夫

議 長 佐野 故雄

前副議長 後藤 佑

署名議員 田原 忠一

署名議員 佐野 故雄

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年 月 日

前議長

議長

前副議長

署名議員

署名議員